

農林水産省「GAP取組・認証拡大推進交付金」の概要

- ・平成31年度においても昨年度と同様、**農業教育機関におけるGAP認証取得支援が「交付金」の中で措置**されました。
- ・このため、**事業実施主体は各都道府県となり、事業の詳細は都道府県から示されること**となります。今まで以上に、都道府県内での農業部局（GAP担当・担い手担当）・教育部局（教育委員会・各農業高校）間の連携をお願いいたします。

農業教育機関関連の支援概要

※事業詳細は、事業実施主体である都道府県によって異なりますので、都道府県GAP担当部局に御確認ください。

【1 GAP認証取得支援】 ※新規の認証取得のみが対象です。

事業実施主体（都道府県）が、農業教育機関に対して**GAP認証審査に要する経費を支援することが可能**

【要件】

- ①授業カリキュラムにGAPの実施に関する教育を位置付けている（予定を含む）こと
- ②審査の受審を公開すること

【農業教育機関における特例】

- ①GAP認証審査に要する経費以外は支援の対象外
- ②支援の上限額は設定されていない
- ③他の農業者等に適用される認証取得の継続（3年間）を求める要件が農業教育機関には適用されない

※実際の運用は、事業実施主体（都道府県）が定めるため、条件が異なる場合があります。

【2 GAP指導員の育成】

事業実施主体（都道府県）は、GAP指導体制の構築に当たり、農業教育機関の教員を指導体制に位置付けることが可能。

指導体制に位置付けられた教員は、GAP指導員の育成等に必要な研修会の開催・研修への派遣等の対象者となる。